

地区公民館施設整備補助金の手続きの流れ

【8月中旬】市→自治会

次年度に地区公民館の改修工事を行う予定があるかどうかを調査する文書を送付（今回の文書）

補助を希望する
工事がある？

ある

ない

【9月中旬まで】（自治会→市）

見積書などの必要書類を揃えて
文化学習課まで提出

【9月中旬まで】（自治会→市）

「計画なし」に○をつけて提出

審査

手続き終了

申請年度

【翌3月～4月上旬】市→自治会

補助交付の審査結果を通知。

内定 or 保留

内定

保留

内定通知に書かれた手順に従って
工事の手続きを行う。

基本的には落選と考えて頂く。
工事費が予定より減額されるなどにより
予算が残った場合は、
順次追加で補助内定をすることもある。

翌年度